

添付法令資料 3 :

輸出を目的とする加工、組立て又は他の物品への据付のための物品及び材料の
輸入に対し既に支払われた関税の還付に関する

10月18日付財務大臣規則No. 145/PMK.04/2022 (目次)

同年 11 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 範囲 (第 2 条)
- 第 3 章 輸出目的輸入税還付措置の便宜の付与 (第 3 条ないし第 8 条)
- 第 4 章 輸入及び／又は搬入、輸出実現期間、加工、組立て又は据付並びに下請け
 - 第 1 節 輸入及び／又は搬入 (第 9 条)
 - 第 2 節 輸出実現期間 (第 10 条)
 - 第 3 節 荷揚げ及び保管 (第 11 条)
 - 第 4 節 物品及び材料の加工、組立て又は据付並びに下請け (第 12 条ないし第 14 条)
- 第 5 章 輸出 (第 15 条ないし第 17 条)
- 第 6 章 関税の還付
 - 第 1 節 関税の還付申請 (第 18 条ないし第 23 条)
 - 第 3 節 (原文ママ) 関税の還付支払申請 (第 24 条ないし第 27 条)
- 第 7 章 モニタリング、評価、監査及び監督
 - 第 1 節 モニタリング及び／又は評価 (第 28 条)
 - 第 2 節 関税の監査 (第 29 条)
 - 第 3 節 監督 (第 30 条)
- 第 8 章 凍結及び取消し
 - 第 1 節 凍結 (第 31 条及び第 32 条)
 - 第 2 節 取消し (第 33 条)
- 第 9 章 保税地区業者又は保税地区立地業者となる地位の変更 (第 34 条)
- 第 10 章 成果物の再輸入 (第 35 条ないし第 40 条)
- 第 11 章 雑則 (第 41 条ないし第 47 条)
- 第 12 章 経過規定 (第 48 条)
- 第 13 章 終則 (第 49 条及び第 50 条)